

(仮称) 子ども未来館整備運営事業
質問回答書

2026年（令和8年）7月3日

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
1	募集要項	28	第3	2	(7)		動画の使用可能とありますが、時間数の上限などありますでしょうか。	時間数の上限は設定する予定です。詳細は、代表企業に別途ご連絡します。
2	募集要項	29	第3	2	(10)		9月に実施されるヒアリングの持ち時間と参加人数(20人以上希望)をご教示頂けますと幸いです。	詳細は、代表企業に別途ご連絡します。
3	募集要項	29	第3	2	(9)		提案書にコンソーシアムの構成企業、協力企業名を記載することは可能でしょうか。	様式集の提案書表紙(様式4関係)のとおり、副本に代表企業名又は構成企業名を記載することは禁止します。なお、代表企業又は構成企業が県内・市内事業者である場合は、その旨が分かるように記載してください。
4	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	改定の計算方法に記載の「提案書提出日の属する月の指数値と本施設の工事中工届日の属する月の指数を比較し、・・・」とありますが、「本施設」とは下記を示すと考えてよろしいでしょうか。 ・子ども未来館 ・外構A、B、C	ご理解のとおりです。
5	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	4/22公表の質問回答書No.75のご回答「募集要項のとおりとします」とありますが、中東情勢等の影響が懸念される中、物価変動による改定の計算方法は、計算の基準日を提案書提出日(2026年8月)から公告日(2026年3月30日)として頂けないでしょうか。また変更されない場合は、その理由を明確に示して頂けないでしょうか。	募集要項のとおり基準日は提案書提出日とします。 福山市工事請負契約約款(以下、「一般約款」という。)の規定に基づき、一般約款における「入札日」は本事業における「提案日」として読み替えて適用するものとします。
6	募集要項	40	別紙2	3	(1)		業務単価A(建設)の改定について、中東情勢、昨今の建設費の高騰により当初価格からの増加が見込まれる場合、物価変動による委託費変更の協議が行われるという認識でよろしいですか。	今後の物価変動等を鑑み、必要に応じて契約協議で検討します。
7	要求水準書	4	第1	7	(2)		敷地内外の外構と合わせ、クラゲ館への動線もご提案することは可能でしょうか。	可能です。ただし、動線には五本松公園のリニューアル工事の範囲が含まれており、設計に当たりは市及び五本松公園設計者と協議のうえ決定するため、経済性や維持管理性等を踏まえた合理的な提案としてください。
8	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	浸水時の運用について下記をお聞かせください。 ・1階の設備許容範囲 ・BCP提案の加要素有無	施設運営上必要となる重要設備や防災機能は、浸水等のリスクを考慮し、2階以上に配置する等の対応を行ってください。また、BCP提案については、維持管理・運営期間中のリスク対策として評価対象です。
9	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	質疑回答 No.116、117に「1階は計画規模(0.3~1.0m)、2階は想定最大規模(3.0~5.0m)に対して浸水しない計画としていることから、主要諸室や重要設備、防災機能を2階以上に配置したうえでの想定最大規模時の1階の被水は許容します。」とあります。この主要諸室とは、有料区域の常設展示室、ホールを指していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	19	第2	2	(2)	エ	(仮称)子ども未来館の外観について、デザイン上特に重視する事項があればお教えください。	備後圏域の象徴となるようなインパクトがあり、建築物の見学も目的となるような、魅力的なデザインの提案を期待します。
10	要求水準書	19	第2	2	(2)	オ	2026年(令和8年)4月22日付「質問回答書」にて、「BELS認証が必要」とご回答頂きましたが、取得時期は確認申請を終えた竣工時という認識でよろしいでしょうか。BELS認証取得後に設計変更した場合、再取得が必要となる可能性もございますので、竣工直後が望ましいと考えます。	設計が変更になった場合でも竣工時にはBELSの認証が必要です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
11	要求水準書	26	第2	2	(5)	ア	<p>2026年（令和8年）4月22日付「質問回答書」にて、「非常用発電回路については・・・対象設備は照明設備及び防災設備のみに限定するものではなく、停電時の施設運営上必要な設備を含め、設計時に市と協議のうえ決定する」とご回答いただきましたが、発電機設置場所の計画、見積に大きく関わるため、発電機容量を事前に把握する必要がございます。発電機回路対象設備の範囲について、発電機概算容量を算出できる程度の情報を教示頂きたいと存じます。</p>	<p>要求水準書第2 2 (5) ア電灯設備において、「常用回路と非常用発電機回路（災害時用）を適切に配置し、停電時においても（仮称）子ども未来館の運用ができるようにすること。」を求めています。現時点では、次のとおりを想定しておりますが、詳細は事業者の提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定します。</p> <p>【発電機概算容量算出条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連続運転可能時間：開館時間以上（総合耐震基準乙類に準拠） ●防災負荷 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓設備 ・自動火災報知設備 ・非常放送設備 ・非常用照明 ・誘導灯 ●保安負荷 <ul style="list-style-type: none"> ・通信・連絡用設備 ・コンセント設備（事務室OA用コンセント1/2、トイレ自動水栓） ・電灯設備（一般諸室1/3、共用部1/3、トイレ全灯）
12	要求水準書	39	第2	2	(6)	ウ	<p>まちづくり支援拠点施設と同様の駐車場QR割引券発券機ですが、割引対象者の想定をご教示頂けますと幸いです。</p>	<p>本事業の優先交渉権者決定後に市と協議のうえ決定します。</p>
13	要項水準書	41	第2	2	(6)	ウ	<p>物販・飲食スペースと事業者提案スペースにおいて、整備に係る費用負担は別添資料18を参照するとあります。</p> <p>①費用負担が市、事業者にかかわらず、施設整備業務に含まれるという理解でよいでしょうか。</p> <p>②提案書の作成にあたり、物販・飲食スペースや事業者提案スペースは、他と同様に各種様式に記載することが求められ、設計業務、建設業務においても費用負担以外は特に差が無いとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>①②ご理解のとおりです。</p>
14	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	<p>跨道部のブリッジ設計に適用する技術基準は任意との回答がありましたが、道路管理者との協議を想定し、土木基準（道示など）が基本になると考えておりますがいかがでしょうか？</p>	<p>ブリッジ設計に適用する技術基準は任意です。</p>
15	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	<p>鋼橋・鋼製橋脚での計画が基本になると考えておりますが、材料及び防食仕様の指定はありませんでしょうか？</p>	<p>材料及び防食仕様の指定はありませんが、事業者の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定します。なお、ブリッジの設計は、道路橋示方書及び鋼道路橋防食便覧等の関連基準を参考とし、維持管理性や耐久性等を考慮した提案としてください。</p>
16	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	<p>ブリッジ詳細設計にあたり平板測量（S=1:200程度）が必要となりますが、測量数量等は予定されていますでしょうか？</p>	<p>要求水準書のとおり、必要に応じて実施してください。</p>
17	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	<p>橋脚の施工に際して、歩道規制（幅員縮小、迂回）が必要となる可能性があります。歩道規制は可能でしょうか。</p>	<p>事業者選定後に市及び警察等と協議のうえ決定します。</p>

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
18	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	道路上の桁架設となるため、歩車道通行止めが不可避となりますが、屋間における交通規制（通行止め）は可能でしょうか？ 昼夜別に交通規制条件がございましたらお聞かせください。	事業者選定後に市及び警察等と協議のうえ決定します。
19	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	「ブリッジ整備にかかる要件」に関連して、ブリッジ整備に関わる条件・内容を確認したいと考えます。例えば、ブリッジ(A)のエフピコアリーナ側に接続する部分は、建築物（アリーナ）の敷地でなく、公園の敷地の可能性があります。その場合、これらのデッキ及び昇降機は、公園に設置できる基準の施設と捉えている認識ででしょうか？ また、その場合、建築物（アリーナ）の増築という扱いではなくなるため、既存のアリーナの建築基準法などの見直しが発生しなくなると考えてよろしかったでしょうか？	要求水準書P.47（ア）共通要件（ク）に一例をお示ししておりますが、ご認識の通り、都市公園法第7条に基づく公園占用許可が必要となります。また、昇降機が建築物や工作物に該当する場合や既存建物の増築とみなされる場合は、他法令の許可等が必要となる場合があります。計画の初期段階から、関係機関と十分な協議を行ってください。
20	要求水準書	56	第2	4	(2)		事業者において土壌汚染調査の実施が必要でしょうか。	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、工事着手の30日前までに届出が必要です。届出した土地について、県知事が土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土壌汚染調査が必要です。なお、旧体育館解体工事及び（仮称）まちづくり支援拠点施設整備事業の敷地において、土地の形質の変更に伴い、土壌汚染対策法第4条第3項の規定による調査・報告命令について、土壌汚染状況調査の命令を発出ししないと通知されています。
21	要求水準書	60	第2	2	(6)	エ	質問回答書(2026年(令和8年)4月22日付)No.161回答で建築工事費積算内訳書は「RIBC2」又はこれと互換性を有するシステムにより積算し、とある点、改めて提案者の任意の方法として頂きたいと思えます。どうしても対応が必要でしたら、作成意図や、費用に係るため条件についてご教示お願いいたします。（福山市の単価情報はいただけるのか、内訳書のみで作成でいいか、等）	提出された見積金額が、市の単価及び経費で積算した設計金額以下であることを確認し、また、設計変更が生じた場合には、設計金額ベースで変更に係る設計金額を算定する必要があります。これらの手続きを迅速かつ正確に実施する必要があることから「RIBC2」に単価及び経費を入力した内訳書の提出を求めるものです。
22	要求水準書	66	第2	4	(9)	ア	「市の承諾がない段階での建設業務着手を禁止する」とありますが、市の承諾とは確認申請受理とらえてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	2026年4月22日の質疑回答（No.168～171）では、「施工ヤードについては市と五本松公園の設計者と協議の上決定して下さい。」とありますが、協議はいつできるのでしょうか。クラゲ館への動線についても同様の回答(No.98)の為、こちらもご回答をお願いします。	本事業の優先交渉権者決定後とします。
24	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	2026年4月22日の質疑回答（No.172）では、「エフピコアリーナ側の施工ヤードについてはエフピコアリーナふくやまの管理者と協議の上、決定してください。」とありますが、現段階で協議をさせてもらえるのでしょうか。	本事業の優先交渉権者決定後とします。
25	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	2026年4月22日の質疑回答（No.151）では、クラゲ館の移設工事は2027年3月着工予定となっており、子ども未来館の工事着手前に工事が始まり、工事完了も子ども未来館の施工途上となります。クラゲ館の移設工事の竣工時の仮設計画（仮囲い）や動線計画などの引継ぎ等はどのように考えておられますか。	現在、クラゲ館の移設に伴う設計業務を行っており、決定事項ではありませんが、段階的に工事を進めていく計画です。クラゲ館の供用開始時は、（仮称）まちづくり支援拠点施設側に動線を設ける想定です。クラゲ館工事完成後、クラゲ館の仮囲いは撤去を予定しています。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
26	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	2026年4月22日の質疑回答以降で、クラゲ館の移設について正確な設置場所と工事範囲及び工事期間等が決まっておりましたらお教えください。	現在、検討中です。
27	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	施工ヤードは、子ども未来館完成時にお返しする際は、GL±0の更地にしてお返しするという事でよろしいですか。	原則、五本松公園を施工ヤードとして使用する場合は、使用前の状態に原状回復するものとし、市及び五本松公園設計者と協議のうえ、(仮称)子ども未来館の供用開始と同時期に五本松公園が供用開始できるよう、段階的な施工計画としてください。
28	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	施工ヤードの使用可能範囲について、仮設計画及び工程に影響し、提案書内容にも関わってくる事ですので、公園整備の公告内容に施工ヤード範囲及び貸与期間を明記して頂けないでしょうか。施工範囲としては接道面幅10m、2029年8月までの貸与期間を希望します。	五本松公園のリニューアル工事は、現在設計中であるため、施工ヤードの使用可能範囲は未定です。 詳細は、市及び五本松公園設計者と協議のうえ決定してください。
29	要求水準書	76	第3	3	(1)	イ	子ども未来館のロゴを作成するにあたり、子ども未来館の正式名称は誰が主体で決め、どのような手続きで決定するかご教示頂けますと幸いです。	正式名称は市が主体で決定します。なお、作成したロゴの決定に当たっては、市民公募などの手続きを検討してまいります。
30	要求水準書	84	第4	1	(11)		本施設からまちづくり拠点施設及び五本松公園へ送電する計画となっておりますが、本施設以外の電力計量業務及び請求業務に対応するのは困難です。本件については、各施設の総額を貴市にて一括お支払いいただいた後、貴市より各施設へご請求いただくという理解でよろしいでしょうか。	(仮称)子ども未来館から(仮称)まちづくり拠点施設及び五本松公園への送電に係る電力計量業務及び請求業務の取扱いについては、現在、未定です。事業者の提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定します。
31	要求水準書	96	第5	1	(5)	イ	入館料を提案するとあります。 ①以前の事業概要書では、一般料金が500円でしたが、今回の要求水準書では1000円と変更された理由を教えてください。 ②一般的に、指定管理者における利用料金は条例等で定められるのではないかと思います。提案後の開館前、もしくは開館後に、入館料の改訂を申請することは可能でしょうか。 ③上記②に関連して提案時と異なる料金を申請する場合のタイミングの条件等を教えてください。	①入館料の提案を求めるに当たり、近年続く物価高騰などを勘案し、目安として設定したものです。 ②常設展の入館料は条例で定めます。入館料の改定については、常設展示の大規模更新や消費税率の改定などの合理的理由があると判断できる場合は、必要に応じて協議します。 ③現時点では、2028年度(令和10年度)中に条例を定めることを想定しています。
32	要求水準書	106	第5	2	(1)	イ	企画展の入館料は条例に基づく利用料金の対象外とのことですが、企画展についても備後圏域の小中学生は無料になるのでしょうか。	企画展の減免対象とその額については指定しておりません。提案を踏まえて、市と協議のうえ、決定します。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
33	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	<p>連携交流事業としてクラゲ館活用事業があり、要求水準として子ども未来館の一部として一体的に捉え、展示事業や活動事業、連携交流事業等として積極的に活用することとあります。また、五本松公園の使用料は減免の対象となるとあります。一方、P130の任意の自主事業（ウ）には、クラゲ館を活用したイベントやエリア連携によるイベントの開催とあり、自主事業のイベントには目的外使用料が発生するとあります。</p> <p>①クラゲ館を活用して、“料金を徴収しない”講座やワークショップ、サイエンスショー、クラブ活動、イベントなどのプログラムを実施する場合は本来事業にあたりますか。</p> <p>②”参加料金を徴収する”講座やワークショップ、イベントなどのプログラムを実施する場合においても、PC室やラボ、セミナー室などで開催するプログラムと同様に、実費程度の参加料を徴収する場合は、本来事業にあたりますか。</p> <p>③”地域連携事業”として、企業の展示などに無料で一定期間貸し出す場合は本来事業にあたりますか。自主事業にあたり、の目的外使用料の負担が発生するということでしょうか。</p> <p>④”自主事業”として企業の展示などに一定期間貸し出す場合には、目的外使用料を支払えば実施可能という理解でよいでしょうか。</p> <p>⑤そもそも、クラゲ館を第3者に貸し出すという業務の権限が事業者にあるのでしょうか。</p> <p>⑥クラゲ館で何もプログラムを実施していない時に、公園の利用者がクラゲ館で遊んでいて転んでケガなどをした場合の責任は事業者にあり、子ども未来館の施設内同様に保険等の対象エリアとする必要があるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>①クラゲ館を活用して、材料実費程度の参加料を徴収する事業であれば、指定管理事業にあたるものとします。</p> <p>②①のとおりです。</p> <p>③クラゲ館（五本松公園）を使用する場合には、市に使用許可申請を行い、使用料を市に納付してください。なお、地域連携事業などの指定管理事業で使用する場合には、使用料を減免します。</p> <p>④③のとおりです。</p> <p>⑤クラゲ館は本事業対象地外であり、（仮称）子ども未来館事業者の使用許可権限等はありません。</p> <p>⑥事業者がクラゲ館を使用していない場合に、クラゲ館で発生したリスクを事業者が負担することはありません。なお、事業対象地外におけるリスク分担については、募集要項 別紙1 リスク分担表（案）のとおり、事業対象地外で実施される運営事業等に伴うリスクの対象範囲は、その事業が実施される合理的に含まれる範囲内とし、範囲外の各種リスクは本事業の対象外とします。</p>
34	様式集	様式 4-1					<p>事業計画の全体方針として、方針、コンセプトは応募グループ内で各役割のものからどのような協議が行われたかを経緯も含めて提案することとあります。</p> <p>一方、選定基準書の審査の視点には、同様に記述はありません。</p> <p>事業計画の全体方針について、応募グループ内での協議の経緯を記載する目的、評価のポイントなどをお教えてください。</p>	<p>本事業では、建築計画と管理運営計画が相互に連携し、調和のとれた提案となることを重視しています。</p> <p>評価にあたっては、建築計画と管理運営計画の整合性に加え、各構成企業の知見が活かされた方針を検討されているかを評価します。</p>
35	様式集	様式 4-2					<p>建設～管理運営段階のそれぞれにおいて、県内・市内事業者との関係性があれば具体的な企業名を記載すること。ただし、「副本」において県内・市内事業者が代表企業もしくは構成企業である場合は具体的な企業名を記載しないこととあります。</p> <p>建設～管理運営段階のそれぞれにおいて、代表企業もしくは構成企業の下請けとして業務を請け負う企業名などは、協力企業として本様式に記載すればよく、各企業から関心表明書のような別途様式の書類は不要という理解でよいでしょうか。</p>	<p>実現性の観点から関心表明書の提出は評価対象とします。ただし、様式集の提案書表紙（様式4 関係）のとおり、副本に代表企業名又は構成企業名を記載することは禁止です。関心表明書の様式は任意とします。提案書の末尾に添付してください。</p> <p>なお、代表企業又は構成企業が県内・市内事業者である場合は、その旨が分かるように記載してください。</p>
36	様式集	様式 4-5					<p>初期整備の全体方針として、方針、コンセプトは応募グループ内で各役割のものからどのような協議が行われたかを経緯も含めて提案することとあります。</p> <p>一方、選定基準書の審査の視点には、同様に記述はありません。</p> <p>初期整備の全体方針について、応募グループ内での協議の経緯を記載する目的、評価のポイントなどをお教えてください。</p>	<p>No.34のとおりです。</p>

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
37	様式集	様式 4-14					運営の全体方針として、 方針、コンセプトは応募グループ内で各役割のものからどのような協議が行われたかを 経緯も含めて提案することあります。 一方、選定基準書の審査の視点には、同様に記述はありません。 運営の全体方針について、応募グループ内での協議の経緯を記載する目的、評価のポイ ントなどをお教えください。	No.34のとおりです。
38	様式集	5	第2	7			透視図（外観/内観）はA3判とありますが、縦横比の指定はありますでしょうか。	縦横比の指定はありません。
39	様式集	5	第2	7			ブリッジのイメージパースを様式5-3に追加とありますが、アングルは任意でしょうか。	アングルの指定はありませんが、エフビコアリーナふくやまと（仮称）子ども未来館を 繋ぐブリッジA及び（仮称）まちづくり支援拠点施設と（仮称）子ども未来館を繋ぐブ リッジBのパースを作成してください。
40	施設整備契約 書（案）	10	第16		7		第16条第7項では「工事用地等における地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査に より」と規定されていますが、土壌汚染が判明した場合においても、同様に「発注者は 事業者と協議のうえ、合理的な範囲で追加費用を負担するとともに、工程表の修正等 に応じる」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	施設整備契約 書（案）	14	第26 条		2		4/22公表の質問回答書No.296～305のご回答「今後の社会情勢等を鑑み必要に応じて契約 協議で検討します」とあります。 すなわち全体スライドだけではなく、単品スライドについても個別に協議頂けるものと 理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	施設整備契約 書（案）	34	第1条	4～6			質疑回答288で『施設整備契約締結後に発注者は「発注者内訳書」を作成する。』 『施設整備契約で確定した代金総額より低くなる可能性がある』との回答がありま すが、実勢価格と同等になるように協議願います。	施設整備契約書（案）のとおりとします。
43	施設整備契約 書（案）	特約条 項	第1条	2～6			令和7年12月12日の建業法改正により、「著しく低い労務費」となる見積書の変更要 求の禁止規定が適用となりました。本件RIBC2を用いて発注者と受注者の単価比較を行 い、乖離があった際、協議を経てなおも折り合わない場合、最終的には減額変更とす るとなっておりますが、仮に発注者の単価が実勢価格との乖離が激しく、著しく低い場合 も減額となるのでしょうか。	発注者が使用する単価と受注者が使用する単価に乖離がある場合は、協議を行います。 単価変更の要否及び変更内容については、当該協議結果を踏まえて決定するもので あり、一律に発注者又は受注者いずれかの単価を採用することを定めているものでは ありません。
44	別添資料3	2					2026年4月22日の質疑回答（No.315）にクラゲ館は、子ども未来館の建物より約30m離 れた位置と回答頂いておりますが、約30mはクラゲ館側のどこを起点とされているの でしょうか。 出来る限り30m以上離して頂けますようお願いいたします。	（仮称）子ども未来館の敷地境界からクラゲ館の屋根先端までが約20mを確保できるよ う検討中です。
45	別添資料12						自動運転EVバスとの連携について、将来本格的な運用を想定しているでしょうか、子 ども未来館を乗降拠点とする可能性はあるでしょうか。	自動運転EVバスは、2026年（令和8年）9月に運行を開始し、乗降拠点は（仮称） まちづくり拠点施設の北側に設ける予定です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
46	質問回答書	24	191				<p>①事業者提案スペースを企業に貸し出す場合は、使用料を設定する場合は任意の自主事業となるが、使用料を設定しない場合は本来事業としての地域連携事業となるとの理解でよいでしょうか。</p> <p>②事業者提案スペースの一部を、1年間の大半を本来事業のプログラム等の実施場所として活用するが、地元企業や団体などの要望があった場合に限り、1日、または半日単位で展示やイベント、物販などのために地元企業や団体などに使用させる場合は、地域連携事業にあたりますか。任意の自主事業にあたりますか。事業区分は、使用料を聴取するか否かで判断すればよいでしょうか。</p> <p>③上記②に関連して、1年間で1日でも任意の自主事業として使う場合は、別添資料18の事業者提案スペースの費用区分の適用になりますか。</p>	<p>①事業者提案スペースで実施するプログラムが指定管理事業又は自主事業のいずれに該当するかについては、事業者からの提案を踏まえ、市が判断します。</p> <p>②①のとおりです。</p> <p>③空間整備及び指定管理事業にかかる費用は市負担（業務対価Aで整備）とし、自主事業を行うに当たって追加で必要となる機器や設備の導入は事業者負担とします。また、要求水準書及び別添資料18を修正します。</p>
47	質問回答書	25	196				<p>事業統括責任者と維持管理・運営統括責任者の兼務は可能、各部門担当者の部門間の兼務は可能と理解しました。</p> <p>運営体制における他の業務は不可とは、展示事業、活動事業、連携交流事業、運営を支える事業、総務の各責任者の兼務は不可ということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
48	その他						<p>募集要項の法的な位置付けについてご教示ください。施設整備契約書においては、契約内容に募集要項が含まれる旨の規定が見当たりませんが、募集要項は施設整備契約の契約内容には含まれないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項は、基本協定書（案）において、施設整備契約及び指定管理協定の別添資料である仕様書と位置づけています。</p>
49	その他						<p>仮に募集要項が施設整備契約の契約内容に含まれる場合、以下の書類の効力の優先順位は、次のとおりと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>①施設整備契約書 ②要求水準書 ③募集要項</p>	<p>募集要項に関してはNo.27のとおりですが、その他書類の効力の優先順位に関してはご理解のとおりです。</p>
50	その他						<p>2025年（令和7年）4月21日のサウンディング調査にて、「本施設は災害時における一次避難場所としての機能を求めない（エフピコアリーナが災害避難所に指定されているため）」とご回答を頂戴いたしましたが、エフピコアリーナと連携したエリア一体での提案は加点評価となり得ますか。</p>	<p>災害時の対応のみで評価することはありませんが、全世代交流型エリア内における調和・連携を図った配置計画、動線計画、デザインとして提案に反映されている場合には、加点評価の対象となる可能性があります。</p>

以上